

令和8年3月27日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

総務委員長 加藤こうじ

総務委員会審査報告書

本委員会に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

○ 委員会開会月日

- (1) 令和8年3月5日
- (2) 令和8年3月6日
- (3) 令和8年3月27日

○ 付託案件及び審査のてんまつ

1 議案第17号 令和7年度三鷹市一般会計補正予算（第6号）

この議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億3,760万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ935億5,581万6,000円とするとともに、繰越明許費の補正を行うため、提案されたものであります。

2 議案第18号 令和7年度三鷹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

この議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,476万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,717万5,000円とするため、提案されたものであります。

以上2件につきましては、関連がありますので一括して審査を進めました。

以上2件の審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・当初予算を上回る市税収入の確保に係る補正額の算定期、下連雀八丁目公共用地売却時期の見直しに伴う減額に係る売却時期変更に伴う影響及び今回計上した寄附金におけるふるさと納税の有無等について
- ・令和8年度予算を見据えた基金の積立てに係る財政調整基金積立ての考え方と戸籍附票への旧氏の追加に向けたシステム改修に係る国からの通知等について
- ・ふじみ衛生組合負担金に係る負担金が減額となった理由と例年の金額との比較等について
- ・三鷹駅前デッキエスカレーター等改修工事の一部繰越に係る利用者への影響と牟礼地区生活道路緊急安全対策工事の一部繰越に係る工事スケジュールへの影響等について
- ・三鷹中央防災公園整備事業債の繰上償還に係る今回繰上償還することとした理由とさらなる繰上償還に向けた考え方等について
- ・東京都後期高齢者医療広域連合負担金の増額に係る療養給付費負担金が増額となった要因と今後の保険料負担金の見込み等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・令和7年度基金運用計画
- ・三鷹中央防災公園整備事業債の繰上償還について
- ・下連雀八丁目公共用地売却時期の見直しに伴う減額について
- ・戸籍附票への旧氏の追加に向けたシステム改修について
- ・ふじみ衛生組合負担金について
- ・三鷹駅前デッキエスカレーター等改修工事の一部繰越について
- ・牟礼地区生活道路緊急安全対策工事の一部繰越について
- ・東京都後期高齢者医療広域連合負担金の増額について

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第17号、議案第18号についてそれぞれ採決いたしました結果、以上2件については、いずれも全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第4号 三鷹市における平和施策の推進に関する条例の一部を改正する条例

この議案は、条例の題名を改めるとともに、平和事業に平和文化の振興及び顕彰

を追加し、三鷹市平和の日を定め、平和に関する顕著な功労のあった者を顕彰することができることとするほか、規定を整備するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・ 条例改正の目的と条例の前文を変更しなかった理由等について
- ・ 平和文化の振興が目指す目標像と平和事業の推進方法等について
- ・ 三鷹市平和の日を11月30日とする理由と平和の日を制定する意義等について
- ・ 平和文化功労者の顕彰対象者の考え方と選考方法等について
- ・ 平和基金の具体的活用方法と寄附の募集に係る取組等について
- ・ 条例改正に係る市民意見への対応と市民への条例の周知等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・ 三鷹市における平和施策の推進に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 三鷹市における平和施策の推進に関する条例（平成4年三鷹市条例第15号）新旧対照表
- ・ 「三鷹市における平和施策の推進に関する条例の一部を改正する条例（案）（骨子）」に係る市民意見への対応について

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第4号について採決いたしました結果、本件については、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 議案第6号 三鷹市行政手続条例の一部を改正する条例

この議案は、行政手続法の一部改正を踏まえ、不利益処分の対象者等の所在が判明しない場合の通知について、インターネット等により閲覧することができることとするほか、規定を整備するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・ 条例改正の理由と改正後における公示送達の方法等について
- ・ インターネットによる公表における掲載内容と具体的な掲載イメージ等について

- ・ 公示送達方法の見直しによる職員の業務負担と市民への影響等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・ 三鷹市行政手続条例の一部を改正する条例の概要
- ・ 三鷹市行政手続条例（平成9年三鷹市条例第4号）新旧対照表
- ・ 三鷹市行政手続条例施行規則（平成9年三鷹市規則第6号）新旧対照表

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 大城美幸委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

本件は国の行政手続法の改正に伴う条例改正であり、不利益処分の対象者が判明しない場合の通知について、公示送達をインターネットでも閲覧できるようにするものである。ネット環境は情報漏えいの危険も伴うものであり、たとえ所在不明の方であっても、氏名や住所が閲覧できるようになることで、なりすましや犯罪に悪用される危険もある。

三鷹市は、住所は公表しないとのことであったが、将来においては紙の掲示をやめてインターネットにするとのことであった。セキュリティー対策については一定整っているとの答弁であったが、不安は残る。

ガイドラインが現時点で決まっていないことなども考えると、問題であると考え、本議案には反対する。

(2) 野村羊子委員（れいわ・市民自治の会）

この議案は、行政手続法の一部改正により、公示送達、すなわち不利益処分の対象者等の所在が判明しない場合、掲示板に一定期間通知の書面を掲示する通知方法が、デジタルでの通知に変更されたことに伴い、改正されるものである。具体的には、行政手続の「聴聞」、すなわち許認可の取消しなど重大な不利益処分を行政が下す前に、相手方に意見陳述や証拠提出の機会を与え、公平性を担保する手続に関する公示送達に関わるものである。

公示送達をネット上への掲載に変更することは、政府のデジタル化推進の中で進められているものである。しかし、ネット上で閲覧可能ということは、市民の個人情報、しかも行政から通知を送られることが分かる状態という、極めてセンシティブな、不利益になる可能性がある情報がさらされるということになる。従前は、市役所の前の掲示板に貼り付けられても気がつかないことが多いものでは

あるが、逆に誰からも注目されずに終わる可能性が高い。一方、ネット上でも、自ら検索しなければ、本人が気がつきようがない状態は同様であるが、国のガイドラインにのっとって対応したとしても、結果的に個人情報インターネット上にさらされてしまうリスクが大きいまま放置されることになる。

セキュリティー上の懸念が大きく、市民の権利を侵害する可能性のあるネット上の公示送達に賛成できないため、本議案に反対する。

以上の討論の後、議案第6号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

5 議案第8号 三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

この議案は、管理職の職務の困難化や高度化を踏まえ管理職給与を見直すとともに、自転車、自動車等の交通用具を使用して通勤する職員に係る通勤手当を見直すほか、規定を整備するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・ 条例改正の背景と本市財政への影響等について
- ・ 管理職給与の見直しに係る給料表の改定内容と改定により不利益を受ける者の有無等について
- ・ 通勤手当の見直しに係る駐車場等の利用に係る手当の支給対象と交通用具使用者の実態等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・ 三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 三鷹市職員の給与に関する条例（昭和26年三鷹市条例第32号） 新旧対照表

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第8号について採決いたしました結果、本件については、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

6 議案第15号 三鷹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

この議案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、配偶者に係る補償基礎額の加算額を廃止するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・近年における損害補償金支給の状況と補償金の財源等について
- ・配偶者加算を廃止することとした理由と団員への周知等について
- ・補償基礎額算定において適用する階級の考え方等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例のあらまし
- ・三鷹市消防団員等公務災害補償条例（案）新旧対照表

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第15号について採決いたしました結果、本件については、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

7 所管事務の調査について

I C T ・ D X（デジタルトランスフォーメーション）・地方分権・危機管理と市民サービスに関すること

本件については、なお調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。